

日本企業の海外展開支援活動 ジェトロ事業の概要



海外：55カ国 73事務所
国内：本部（東京、大阪）
39事務所【貿易情報センター】

JETRO

2014年4月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

©2014 JETRO

資料目次

1.J-FILE 国別海外ビジネス支援のポータルサイト	1
2.貿易投資相談データベース(TIC)	2
3.地域別日系企業調査	3
4.ファシリテーションとトラブルシューティング機能	4~7
5.海外における事業環境改善のための国別取組み (在外公館、ジェトロ、JICA、現地日本人商工会等が協力)	8~12
6.ミャンマー 経済協力型支援(農林水産業関連)	13
7.外食、流通・小売等サービス産業の海外展開支援	14

1.J-FILE 国別海外ビジネス支援のポータルサイト

<http://www.jetro.go.jp/indexj.html>

- 基礎データ・制度情報

アクセス件数 約555万件(2013年度計)

貿易為替制度 約150万件

(貿易管理制度、関税制度、為替管理制度、輸出入手続き)

投資制度 約185万件

(外資規制、外資奨励、税制、就業許可、知財権制度、法人設立)

統計 約87万件 (輸出、輸入、直接投資)

- 国別情報アクセス件数

中国 43万件 タイ 33万件 ベトナム31万件

インドネシア 27万件 インド 25万件

【参考】

ジェトロ・ウェブサイトへの総アクセス件数 1億4,500万件(2013年度)

J-File全体のアクセス件数 1,840万件(2013年度)

2. 貿易投資相談データベース(TIC)

- 本部・国内・海外事務所における貿易投資相談の内容をデータベース化 入力件数約5万2,000件(2012年度)
- 貿易関連相談 約2万9,000件
(輸出入・流通規制・手続き、関税率、契約関連、通関・関税制度、決済・金融・為替、貨物輸送・物流、知財権、国際条約・協定等)
- 投資関連相談 約1万3,000件
(投資関連法規・規制、税制、投資コスト、設立手続き、契約・交渉、雇用・労務)、ビザ、産業・市場、知財権等)

3.地域別日系企業調査

地域別に日系現地法人を対象に調査を実施。調査項目は

- 1.営業見通し、2.今後の事業展開、3.経営上の課題、4.投資環境上のメリットとリスク
- 5.原材料・部品の調達、6.輸出入の状況7.賃金実態等を地域毎・業種毎に分析。

2013年度調査の対象企業数と回答企業数は以下の通り。

	対象企業	回答企業	調査結果参照先
北米	1,194	787	http://www.jetro.go.jp/world/n_america/reports/07001560
中南米	742	436	http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07001545/07001545b.pdf
アジア・オセアニア	9,371	4,561	http://www.jetro.go.jp/world/asia/reports/07001539
欧州・トルコ	1,498	1,000	
ロシア	117	63	
アフリカ	192	112	
計	13,114	6,959	

4.ファシリテーション及びトラブルシューティング機能

①海外投資アドバイザーの派遣。

日本企業のアジアへの投資、現地企業との合弁・技術提携、貿易等を支援するため「海外投資アドバイザー」をアジアの投資・貿易の重点国を中心に配置。投資・貿易に関わる現地制度や産業情報の収集・提供、諸手続きなどを中心にきめ細かくアドバイスし、在外日系企業をサポート。

☆10カ国（18カ所）に20名を配置（2014年3月現在）

北京、上海②、広州、青島、大連、武漢、バンコク、

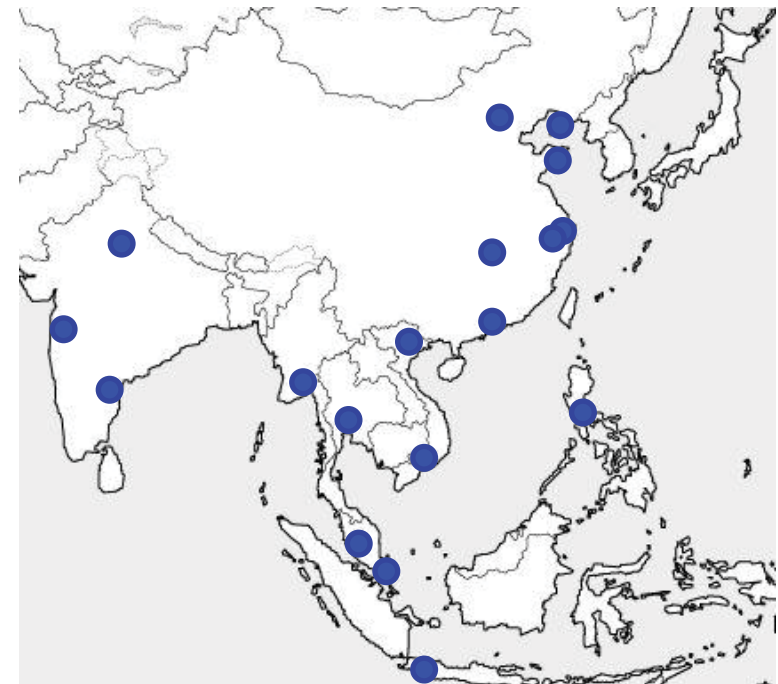
ムンバイ、チェンナイ、クアラルンプール

ヤンゴン②、プノンペン

シンガポール、マニラ、

ハノイ、ホーチミン、ジャカルタ、ニューデリー

これらアドバイザーの相談対応件数は、年間約9,000件



4.②在外企業活動円滑化支援(法務・労務・税務リテイン)

- (1) 進出日系企業の活動円滑化を目的に、全世界37都市において、現地法律事務所、会計事務所、コンサルタント会社等を活用し、現地法務、労務、税務、取引問題等に関し、最新知識の普及を行う。また、海外にて収集された情報を、国内において進出日系企業本社や進出を検討している企業向けに提供
- (2) 事業対象：原則、中小企業
- (3) ①個別相談、②セミナー、③レポート

4.③ビジネス・サポート・センター

海外進出を具体的に進めている企業等に対し、現地でのビジネス立ち上げに必要な投資制度情報・ノウハウ（ソフト）のアドバイスとオフィス機能（ハード）が融合したサービスを提供しています。

国（都市）	設置年月	部屋数	入居企業数
タイ（バンコク）※	2000年7月	10	358
フィリピン（マニラ）	2003年3月	2	70
インド（ニューデリー）	2006年7月	5	73
インド（ムンバイ）	2008年7月	3	32
インド（チェンナイ）	2012年1月	5	7
ベトナム（ハノイ）※	2009年10月	3	35
ヤンゴン（ミャンマー）	2012年9月	3	11

計 586 社
(2013年6月時点)



4. ④ジェトロ、現地各支援機関・団体による現地支援プラットフォームを構築し、中小企業の支援体制を一層強化。

- ▶ 多様化する中小企業の個別相談への対応を一層強化するため、現地コンサルティング会社や法務・会計事務所等と連携、協力し、各支援機関とのネットワークを強化のうえ、必要なサービスの提供や紹介、取次ぎ等を一元的に行う。
- ▶ 現地パートナー発掘や情報提供を目的とした各種イベントを他の支援機関と連携し実施する。
- ▶ 対象地域：中国、インド、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、ブラジル。
- ▶ カンボジア、バングラディッシュ、米国、ドイツで拡充。

プラットフォームのイメージ



個別相談の対応範囲の拡充(例)

【個別相談対応】

現地ビジネス事情、リスク対応、各種制度・手続・投資優遇策、法務・会計、各種行政手続きに係る相談、ブリーフィングへの対応。

【各支援機関の支援情報の共有】

現地の公的機関、民間企業が提供するサービスリストを支援機関間でリストを共有し、相互活用を図る。

【他の支援機関等の紹介、橋渡し】

金融、人材、不動産分野等、他の支援機関が提供するサービスについて、前捌きを行うなどして、より丁寧に取り次ぎを行う。

他の支援機関との連携イベント(例)

現地パートナー発掘、既進出日系大手企業等との連携を目的としたマッチング交流会の実施。

【セミナー】

内販や現地調達、リスク管理等、現地日系中小企業のニーズに合わせたセミナーの開催。

5. 海外における事業環境改善のための国別取組み

(在外公館、ジェトロ、JICA、現地日本人商工会等が協力)

- ・二国間首脳合意、G-G合意、EPA、各国日本商工会活動等を通して事業環境改善のための対話の枠組に主体的に参加。

- ・ジェトロは「現地日系企業と最も近い」立場にあることから、在外公館、JICA、JABIC、各国日本商工会と連携し、在外日系企業の問題意識の把握・個別改善要望の取りまとめに協力。

- ・個別具体事例はP9～P12の通り。

国名	ベトナム	タイ	インド
活動名称	日越共同イニシアティブ	日タイ・ビジネス環境整備小委員会	インド日本商工会建議書活動(計4都市)
開始の経緯	日越両国首脳合意(2003年3月)により開始	日タイ経済連携協定(JTEPA)に基づき設置	2009年にインド日本商工会(ニューデリー)が開始した「建議書」活動が各地に伝播。
開始時期	2004年	2008年9月に第1回会合をバンコクにて開催	2009年以降、毎年各商工会で取り組みを継続。
企業規模	約1200社	約1,500社	1,072社
参加機関	大使館、商工会、ジェトロ、JICA、JABIC、経団連日越経済委員会、ベトナム政府	大使館、商工会、ジェトロ、JICA、JBIC、タイ政府	大使館、総領事館、商工会、ジェトロ
スキーム	日本商工会が投資環境の課題を提起。日本政府等と調整し行動計画案を策定。両国政府の協議を踏まえ、二国間で行動計画を策定。ベトナム側の行動計画実施に当たり、日本もこれを支援(ODA含む)。2年1クール、現在第5フェーズ目。	EPAに基づくビジネス環境整備の委員会であり、現地日本企業が事業活動における課題をタイ政府に指摘し、タイ政府側より改善に向けた取り組みの進捗等について説明を受ける。年1回開催。	インドにおけるビジネス環境は、脆弱なインフラや煩雑な税制、過度の労働者保護等の問題があるが、日本商工会は、中央政府/州政府にビジネス環境改善に関する「建議書」活動を2009年来継続。
主な課題	①法制度で矛盾がある(トラック規制は40トン、橋の建設規制は30トン)	①関税問題(運用・手続き面の一貫性、関税当局の信頼性、法改正の遅れ)	①不透明な税制度(不当認定による法人税課税、特別経済区法人非課税がみなし課税適用に突然変更)
	②地方省ごとに異なる制度がある。(省によって独自に投資規制業種がある)	②労働問題、ビザ関連(労働者不足、労働者の質労働関連法や許可制度の整備・改善)	②恣意的な関税操作(非課税対象製品に突然課税する)
	③上位法/下位法の権限が不明確(法律、制令、首相決定、大臣決定、大臣通達等)	③鉄鋼・機械関連の強制規格導入・運用による規制強化、JTEPAによる免税輸入枠設置	③就労ビザ制度運用の不透明性(技術職ビザ発給、本国と在京大使館の対応の齟齬)
	④突然制度制定が行われる。	④インフラ整備(港湾施設の不足・混雑およびサービス低下、渋滞緩和のための道路整備)	④外資出資規制(保険分野、小売り分野等)
	⑤地方省毎に異なる運用がある(投資許可、労働許可、関税)	⑤外資規制(サービス業過半投資を禁じる現行規制の緩和)	⑤企業設立(特に工場設置)行政手続きの不透明性
	⑥中央本省と地方省で運用が異なる(環境省と環境局、中央税関と地方税関)	⑥地域統括拠点設置のための各種政策の推進	⑥食品安全管理法の急激な改正による輸入障害
	⑦遡及運用がある(5年前に遡りHSコード違いによる追徴納税が要求される)	⑦洪水の事後措置の拡充(治水対策及びインフラ整備、自然災害保険の拡充)	⑦司法制度の改善(裁判の短期化)
	⑧経過措置の不適切な運用(新投資法制定後、旧法会社は定款変更できない)	⑧FTA推進(対象地域の拡充等)	⑧行政手続きに要する期間の標準化
	⑨民事紛争処理制度が未成熟・不明確	⑨中小企業対策(利用しやすい資金調達制度、外国企業の制度活用を可能にする制度改正)	⑨労働法制問題(個別企業が直面する労働問題)
		⑩特許出願における審査遅延の改善	⑩外国人管理法(外国人登録有効期限の見直し)
			⑪薬事認証済医療機器のインド薬事法認可の簡素化
			⑫特許早期審査制度、外国出願適用要件緩和、商標異議申立手続き迅速化等
			⑬日本国弁護士事務取扱規制緩和

国名	メキシコ	チリ	ブラジル
活動名称	ビジネス環境整備委員会	日本チリ経済連携協定運用実態把握調査	日伯貿易投資促進産業協力合同委員会
開始の経緯	日メキシコ経済連携協定(EPA)に基づき設置	日本チリEPAの日本企業の活用状況を把握するために開始	重く複雑な税制、労働者保護の法律、インフラの未整備等貿易投資上の問題点について、日伯貿易投資促進合同委員会(2008年設置、2009年から2012年迄に6回開催)で議論。2013年5月「日伯貿易投資促進産業協力合同委員会」に改組。
開始時期	2005年	2008年	2009年
企業規模	約400社	約60社	約450社
参加機関	日本政府、日本大使館、メキシコ日本商工会議所、日系マキラドーラ協会、ジェトロ、JICA、JBIC、メキシコ政府及び民間部門	ジェトロ、日智商工会議所	経済産業省、大使館、ブラジル日本商工会議所、ジェトロ、JICA、JBIC、NEXI、経団連
スキーム	日墨 EPA に、ビジネス環境の整備に関する問題に取り組む整備に関する委員会の設置が規定されており、これに基づき同委員会が設置され、日墨の官民の代表が、両国のビジネス環境改善に向けた方策を協議する。	日本チリEPAの発効後、日智商工会議所(カマラ)会員企業を対象として、EPA活用状況に関するアンケート調査を毎年実施。	日伯の政府間定期会合(経済産業省-ブラジル開発商工省)。両国の経済・産業政策に関する意見交換のみならず、経団連や商工会議所など民間企業からのビジネス環境改善要望などについても議論される。
主な課題	①治安問題。連邦政府の治安当局と州／市の警察・検察・司法との連携。	①2年間の就業ビザの更新、永住ビザへの切り替えに時間が掛かりすぎる	①医療機器の承認審査の迅速化
	②基準認証。医療機器に関する「日本の薬事登録の同等性認定の運用改善。	②最低85%のチリ国籍人の雇用要求	②ビザ発給の迅速化
	③知的財産権保護	③租税条約がない	③技術移転に関する制限(技術ロイヤリティー契約など)
	④付加価値税還付申請手続き、移転価格税制手続き上の定義。	④法人が利益を外国へ送金した場合に課税される追加税(税率35%)が経営を圧迫。	④その他:定期会合の実施に合わせ、テーマを選定して、ブラジル側と議論
	⑤通関制度、原産地証明書の有効性ルールの明確化。		
	⑥マキラドーラ企業認定制度の運用、移民法関連。		
	⑦VISA発給、社会保障関連制度。		

国名	韓国	中国
活動名称	事業環境の改善に向けたソウルジャパンクラブ建議	中国経済と日本企業白書(中国日本商会白書)
開始の経緯	通貨危機を受け、1998年韓国政府が外資誘致環境整備を開始が契機。	中国中央・地方政府との対話促進を目的として2010年より白書を発刊
開始時期	1998年	2010年
企業規模	約500社(ソウル:約430社、釜山:約70社)	8,331社(中国日本商会及び中国各地の日系商工組織の法人会員)
参加機関	ソウルジャパンクラブ、釜山日本人会、大使館、ジェトロ、韓国産業通商資源部および関連省庁等	大使館、中国日本商会、各地の日系商工組織、ジェトロ、民間企業、政府系機関
スキーム	ジャパンクラブが投資環境の課題を提起。これを産業通商資源部長官に提出。その後、産業通商資源部長官を招き、建議事項回答受領の懇談会を開催。建議事項提出は、2013年度で16回目。	中国日本商会及びジェトロ事務所が中国各地の日系商工組織と連携し、在中日系企業が直面する課題の分析・解決のため建議をまとめ、年に一回白書を発刊。中国中央・地方政府及び政府機関などに手交し必要に応じ直接内容説明と建議を基にした改善申し入れを実施。
主な課題	①通常賃金の計算方法	①外国人が身の危険を感じることがないような安全な社会秩序の維持。
	②国税の正常価格と関税の課税価格間の調整のための更正請求制度の改善	②通関に伴う規制・制度変更の際の十分な準備期間確保及び文書での事前通知。
	③外貨貸出に関する証憑書類の簡素化と外貨貸出用途制限の見直し	③税務徴収管理面での納税活動支援体制の確保及び地域差の解消、窓口裁量権限の縮小。
	④職務発明制度の改正見直し	④労務及び社会保障実務面での地方による解釈や運用の相違の解消。
	⑤安全と企業活動のバランスのとれた化学物質の登録、評価に関する法律、化学物質管理法とその下位法令の制定	⑤知的財産権関連判決の公開促進、審査資料・裁判資料の情報公開制度の創設。
	⑥薬価交渉指針における3ヵ国以下収載時、交渉参考価格最低価格の80%以下の規定の削除	⑥省エネ・環境保護方面での政策・法律の実施細則整備、解釈及び窓口の明確化、違反企業の取締強化、罰則徹底。
		⑦技術標準・認証面での実際の技術の発展状況を踏まえた数値設定。
		⑧ハイテク企業の認可基準運用面での研究開発業務額の重視
		⑨国内物流規則、制度、運用、必要書類の突然の変更等の改善
		⑩政府調達法実施条例を含む一連の関連法制度の早期制定・公布。
		⑪各地域の日本商会に法人格が付与されない、支部組織が認められない。

国名	EU	ASEAN
活動名称	在欧日系ビジネス協議会 (JBCE)	在ASEAN日本人商工会議所連合会 (FJCCIA) とASEAN事務局との対話
開始の経緯	在欧日系企業を代表する組織として、ブラッセルにおいて設立。	ASEAN事務局のスリン事務総長の提案を受けたビジネス環境改善のための対話。ASEAN日本人商工会議所連合会 (FJCCIA) を結成 → ASEAN経済相会議 (AEM) を見据え、年1回開催することで合意
開始時期	1999年	2008年9月に第1回会合をバンコクにて開催
企業規模	JBCE会員企業約70社	在ASEAN日本人商工会メンバー企業7,000社以上
参加機関	JBCE	FJCCIA、ASEAN各国日本人商工会、ジェトロ、在ASEAN日本大使館、ERIA
スキーム	JBCEは、会員である在欧日系企業の関心が高い政策分野に注力し、公式・非公式情報の収集、分析を実施。政策に関する見解表明を通じ、欧州委員会、欧州議会、欧州理事会等への働きかけや、欧州連合日本代表部、ジェトロ、在欧他団体 (欧米業界団体等) との連携を通じたロビイングを実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・2008年より年1回ベースでの対話を継続的に開催。 ・要望書は、AEC実現に向けた工程表であるブループリントに沿って構成。各国固有の問題ではなくASEAN共通の課題である項目、個別具体的な問題の解決に資する項目を抽出・継続的に要望 ・要望の各項目については、ASEAN事務局がフォローし毎年の対話の場で成果を報告。継続的な要望事項の中には、具体的成果も出ている。 ・FJCCIA対話の活動・成果は日ASEAN経済大臣会合へ報告され、首脳会合の場でも言及されるなど、ステータスは確実に向上し、要望書への注目度が高まっている。
主な課題	日本とEU間で法体系が異なる、もしくはEUが独自の規制を導入することにより、グローバルにビジネスを行う企業にとって対応にコストと時間がかかる。	①物品貿易関連 (通関手続きの簡素化・迅速化、FTAの活用促進のための制度構築)
	法律の解釈が不明確	②サービス自由化 (外資規制のスケジュールに沿った緩和、自由化に関する進捗の公開等)
	加盟国によりEU法の適用・解釈にばらつきがある。	③ヒトの移動の自由化 (熟練労働者の移動自由化措置導入、外国人労働者の雇用規制緩和等)
		④税制関連 (域内国の二国間租税条約の相互締結、送金上の阻害要因の撤廃)
		⑤外資規制 (サービス業に対する過半を禁じる現行規制の緩和)
		⑥基準、認証、表示制度の合理化および調和 (統一省エネ基準の導入など)
		⑦知的財産保護 (関連フォーラムでの議論を通じた水際/市中における模倣品/海賊版対策の着実な実施)
		⑧インフラ開発 (PPPによる開発促進のための制度づくり、政府保証の強化など)
		⑨地域経済統合 (ビジネスフレンドリーな枠組みの構築、東アジア地域経済連携交渉の着実な推進)

ミャンマー 経済協力型支援(農林水産業関連)

日本の農産物の調達先多角化や農業機械・資材、種・肥料の市場開拓及びミャンマー農業の近代化・機械化・生産性向上支援

【ビジネスミッション派遣】2013年7月

商社、種苗業、医薬・化粧品・健康食品製造販売、加工食品、肥料製造販売等14社が参加。
ヤンゴンとシャン州訪問。事業紹介セミナー、個別商談会、農場・トラクター工場視察訪問。現地関係者との交流会。

- 商談：農薬・肥料の代理店発掘、タマリンド種子の調達、乾燥野菜の生産・輸出企業発掘など
- 主なコメント：「自社ではコンタクトが取れない企業との商談機会、工場訪問機会を持つことができ感謝」「低コストで多くの現場を視察できた上に、多数の人と情報交換ができて非常に良かった」など参加者から評価するコメントがあった。

【ビジネスミッション派遣】2013年12月

北海道・東北地方の農業機械製造分野の中小企業、商社、農業資材メーカー、コンサルタント(代理店業他)等8社参加。
現地活動：ヤンゴンとマンダレーで商談会、事業紹介セミナー。農場・トラクター工場視察訪問。現地関係者との交流会。

- 商談内容：農業機械(例：ポテトハーベスター、豆刈機)、中古農機、肥料・土壌改良剤、種、人材交流等
- 主なコメント：「単独ではコネクションを持ってない企業を訪問・商談できた」「農家や現地企業の方々と直接コミュニケーションし、生の声を聞け有意義だった。Good Brothers社の工場も、以前より一度見てみたいと考えていたので、これもミャンマーの製造業の実力を知る上で、貴重な経験となった」「ミャンマーの農業事情を知れたこと、ミャンマーにポテトハーベスターの存在を広めることができたことが良かった」「ミャンマーで実際に農業機械を販売されている方と話ができて、輸入規制の実情などを本音で話し合うことができた」「彼らが必要としている技術を認識できた」。

【ビジネスミッション受入れ】2014年3月

農業灌漑省工業作物開発局副局長および農業ビジネス関連企業幹部(合計10名)
東京で日本企業を対象としたビジネスセミナー(172名参加)で講演、個別商談会、企業・研究所訪問、FOODEX視察。北海道では北海道農業機械工業会会員とのプレゼンテーション交換会、地元企業との交流会、企業訪問等を実施。

- 商談内容：現地で合弁会社を設立し種を生産、農機・農機部品の輸出・管理、有機肥料の輸出、魚粉・乾燥野菜の輸入など
- 主なコメント：「このプロジェクトとジェトロはミャンマーにとって非常に貢献している」「このプロジェクトを契機に両国企業間で協力関係が生まれると思う」など。



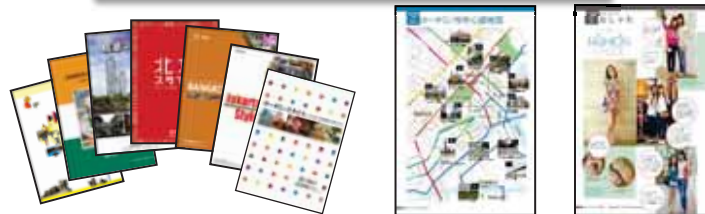
外食、流通・小売等サービス産業の海外展開支援

1) マーケティング支援

アジア等新興国の消費市場を、都市や商圈レベルで紹介。規制情報、先行事例、分野別動向など、進出に向けて必要なマーケティング情報を幅広く提供。アジアを中心に主要都市に専門家を配置し、相談に対応。

【調査例】

ライフスタイル調査(スタイルシリーズ)



「衣」「食」「住」「余暇」をテーマに、アジア等新興国の生活スタイルや消費市場を紹介。全42都市【2014年4月時点】

□ 中国・香港・台湾(16都市)

北京、天津、西安、上海、重慶、成都、広州、廈門、深圳、瀋陽、青島・済南、武漢、長沙、香港、台北

□ 東南アジア・南アジア・オセアニア(13都市)

バンコク、シンガポール、ジャカルタ、クアラルンプール、ハノイ、ホーチミン、マニラ、ヤンゴン、プノンペン、ダッカ、デリー・ムンバイ、シドニー

□ 北米(4都市) ロサンゼルス、サンフランシスコ、トロント・バンクーバー

□ 中南米(7都市) サンパウロ、メキシコシティ、カラカス、ボゴタ、リマ、サンティアゴ、ブエノスアイレス

□ 欧州(2都市) モスクワ・サンクトペテルブルク

サービス産業マップの提供

アジア主要都市の商圈や商業施設等の立地、不動産や路面価格など、サービス産業企業の海外進出に必要な情報を地図形式で紹介。
【中国】上海、蘇州、合肥、南京、無錫、杭州、寧波、重慶、成都
【東南アジア】ホーチミン、ジャカルタ、マニラ

2) 有力パートナーとのマッチング支援

アジアを中心とした主要市場に投資ミッションを派遣し、市場理解を図ると共に、有力パートナー候補、出店先候補とのマッチングを実施。その他、展示会出展、現地経営者との交流事業など多様な機会を提供。

【事業例】

ミッション派遣

(2014年度派遣予定)

①タイ地方都市 ②香港【外食】 ③アメリカ西海岸 ④ハノイ・ホーチミン
⑤中国華東地域 ⑥ヤンゴン

(2013年度派遣実績)

①ハノイ・ホーチミン ②ヤンゴン ③バンコク【外食】 ④北京【福祉】
⑤大連・瀋陽 ⑥シンガポール・クアラルンプール

(2012年度派遣実績)

①上海・重慶・成都 ②ジャカルタ ③バンコク ④ロサンゼルス・バンクーバー
⑤西安・武漢

※分野の指定のないものは外食、流通・小売を中心とした全サービス産業を対象

3) 個別企業支援

進出の準備段階から現地1号店出店までの一貫した支援を実施。フランチャイズの展開にも対応。

【支援対象企業数】最大30社

【支援対象期間】最大2年間

【対象地域】都市

中国(北京、上海、広州、香港等)、韓国、東南アジア(シンガポール、タイ、ベトナム、インドネシア等)、北米・豪等

【支援内容】

①情報提供：一般情報及び個別照会に対応
②F/Sのサポート：F/S時にジェトロ職員の随行
③マッチング：日系企業、現地企業、関係機関の訪問先をアレンジ
④現地アドバイザー、サービス産業リテイナーによるアドバイス 等

対象業種：外食、流通・小売、理美容、教育、医療・介護・福祉等